

左藤会通信



左藤 章
www.akira310.com

左藤 章 より ごあいさつ

平素は、左藤 章並びに自民党にご支援、ご指導賜り心より御礼申し上げます。

1月18日、第204回国会が開会され、26日、新型コロナ対策等を盛り込んだ第3次補正予算案が賛成多数で可決され衆議院を通過、28日に参議院にて可決、成立いたしました。コロナ禍、とても厳しい状況が続きますが、引き続き令和3年度予算案成立に向け、そして山積している諸問題に真摯に取り組んでまいります。

また、私事ではありますが、去る1月9日、岳父、左藤 恵が満96歳にて浄土へ旅立ちましたことを合わせてご報告させていただきます。

父は郵政省退官後、10回連続当選で衆議院議員を30年半務めさせていただきました。その間、郵政大臣、法務大臣、国土庁長官を歴任し、(学)大谷学園理事長、学園長をはじめ、(学)光華女子学園、(学)大阪聖徳学園、(社福)聖徳園の理事、真宗大谷派浄雲寺住職を務めました。大正、昭和、平成、令和を生きた父は、政治家、教育者、僧侶としての三つの顔を持ちながらも、82歳で弁護士資格も取得しておりました。グジャリが好きな、優しい性格の人格者でした。

葬儀は近親者のみで執り行いましたが、後日、コロナ禍を鑑み、本葬をさせていただきたく存じます。ご弔意をいただきました方々、生前お世話になりました皆様へ改めて御礼申し上げます。

令和3年2月

衆議院文部科学委員長
衆議院議員

左藤 章



発行所|自由民主党大阪府第二選挙区支部 (大阪市生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区)
〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-5-11 あへの恵寿ビル3階
TEL.06-6621-0045 FAX.06-6624-0777 info@akira310.com

新型コロナウイルス ワクチンについて



●接種実施医療機関等の検索 及び 予約受付状況の見える化

コロナワクチン接種総合サイト「コロナワクチンナビ」(公開予定)にて
・居住地でワクチン接種を受けられる医療機関の場所
・どのワクチンを扱っているのか
・その医療機関の予約受付状況
といった情報を提供予定。

●接種場所の原則と例外

・住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則。
・里帰り出産、単身赴任者、下宿学生等やむを得ない事情による場合は、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることが可能。
その場合、接種券に加え「住所外接種届出済証」を持参。「住所外接種届出済証」の発行は接種を希望する医療機関の所在地の市町村に申請。「コロナワクチンナビ」での申請も想定。

●予防接種記録

・自治体(市町村長)が保有する予防接種台帳に、医療機関から届いた予診票に基づき、予防接種記録を確認し記録。
・非接種者又は保護者が保有する母子健康手帳への記録、若しくは予防接種済証の受け取り。



新型コロナウイルスの接種対策確保について



ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)について



各ワクチンの取扱いについて(ファイザー)



厚労省公式HP 新型コロナウイルス ワクチンについて



大阪市公式HP 新型コロナウイルス 想定接種施設について

最新情報はこちらのQRコードからご覧ください。

令和3年度 税制改正の大綱概要

令和2年12月21日閣議決定 ※一部抜粋

個人所得課税

○住宅ローン控除の特例の延長等

控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する。(50㎡以上→40㎡以上)

○国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

資産課税

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
非課税枠(1,500万円/令和3年4月以降縮小)を令和3年末まで据え置く(面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる)。

○土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

法人課税

○デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

○カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

○活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

○コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

○繰越欠損金の控除上限の特例

○中小企業向け投資促進税制等の延長

消費課税

○車体課税

環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年末までの取得を対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填する。グリーン化特例(軽課)は、重点化等を行った上で2年延長する。

詳しくは、右記のQRコードからご覧ください。



発熱や風邪等の症状がある場合

夜間・休日、相談・受診する医療機関が見つからない

大阪市 新型コロナ受診相談センター

TEL: 06-6647-0641

FAX: 06-6647-1029

24時間受付

感染の疑いがある

帰国者・接触者外来を紹介

感染の可能性が低い

発熱外来を紹介

医師が必要と判断した場合

PCR検査等を実施

(検体採取から結果判明まで1~3日程度)

結果が判明するまでは自宅待機

陽性

陰性

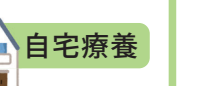
患者の症状に応じて



入院



宿泊療養



自宅療養

症状が良くなるまで自宅で安静に

次の基準をもとに、保健所が退院・療養終了を判断

症状がある方の場合

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状が軽くなってから72時間経過した場合
- ②症状が軽くなってから、24時間経過した後、24時間以上間隔を明け、2回のPCR検査で陰性を確認できた場合

無症状の方の場合

- ①検体採取日から10日間経過した場合
- ②検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔を明け、2回のPCR検査で陰性を確認できた場合

※現在、大阪府は原則①にて対応

日常生活へ

濃厚接触者の場合

保健所の疫学調査により濃厚接触者を特定
保健所から濃厚接触者へ連絡

全員検査対象

PCR検査等を実施

(検体採取から結果判明まで1~3日程度)

結果が判明するまでは自宅待機

陽性

陰性

患者の症状に応じて



入院



宿泊療養



自宅療養

※濃厚接触者として検査を受けた方は、陰性であっても、最終接触日から14日間は自宅待機を要請します。

次の基準をもとに、保健所が退院・療養終了を判断

症状がある方の場合

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状が軽くなってから72時間経過した場合
- ②症状が軽くなってから、24時間経過した後、24時間以上間隔を明け、2回のPCR検査で陰性を確認できた場合

無症状の方の場合

- ①検体採取日から10日間経過した場合
- ②検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔を明け、2回のPCR検査で陰性を確認できた場合

※現在、大阪府は原則①にて対応

日常生活へ



大阪市新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイト

新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口

各区保健福祉センター

生野区 06-6715-9882 阿倍野区 06-6622-9882
東住吉区 06-4399-9882 平野区 06-4302-9882

緊急事態宣言を踏まえた支援策(★)を含む、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。最新情報はこちらのQRコードよりご覧いただけます。



事業を守る

時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	★ 地方創生臨時交付金の協力要請推進枠	緊急事態宣言区域は 1日最大 6万円 、月額換算最大 180万円 その他は 1日最大 4万円 、月額換算最大 120万円	お近くの都道府県の窓口まで	詳細はこちら
緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自粛により売上が減少	★ 新たな一時金の支給 実施準備中	本年1~3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人 60万円 、個人 30万円	中小企業庁 総務課 03-3501-1768	詳細はこちら
緊急事態宣言で公演・展示会等が中止	★ J-LODlive補助金 (キャンセル料支援事業) 実施準備中	キャンセル費用、チケット払戻手数料、公演・展示会等に関連する動画の制作・配信費用を支援 上限 2,500万円	経済産業省 コンテンツ産業課 03-3501-9537	詳細はこちら
売上減で資金繰りが厳しい	★ 実質無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)・民間(信用保証) 4千万円 → 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円 → 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日)	詳細はこちら
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	★ 事業再構築補助金 実施準備中	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、 最大 1億円 までを 中小は 2/3 、中堅は最大 1/2 補助 ※売上減等の要件あり	中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816	詳細はこちら
感染防止対策への投資をしたい	★ 持続化補助金 実施準備中	小規模事業者にも 最大 100万円 までを 最大 3/4 補助	お近くの商工会 または商工会議所まで	詳細はこちら
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	★ IT導入補助金 実施準備中	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を 最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入(ソフトウェア、クラウド利用料等)を支援するテレワーク対応類型は最大150万円	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。	詳細はこちら
地域の公共交通の経営が厳しい	★ ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続 実施準備中	デジタル化の推進や新技術を活用した感染症対策の導入費用等※ 最大 1/2 補助 ※例: 高性能フィルタを有する空気清浄機等	国土交通省地域交通課 03-5253-8396 またはお近くの地方運輸局まで	詳細はこちら
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	★ 既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 実施準備中	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を 1地域最大 5億円 まで最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	観光庁 観光産業課 03-5253-8330	詳細はこちら
売上減で税、社会保険料が苦しい	★ 国税、地方税、社会保険料の納付猶予 納期限対象期間: 2020/2/1-2021/2/1	売上が一定程度減少の場合、 1年間、 無担保 かつ 延滞税なし で猶予	国税 一国税局猶予相談センターまで 地方税 一各地方団体の窓口まで 社会保険料 一管轄の年金事務所、各都道府県労働局	国税の詳細はこちら

雇用を守る

雇用を維持したい	★ 雇用調整助成金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)	詳細はこちら
在籍出向で雇用を維持したい/ 在籍出向の人材を活用したい	★ 産業雇用安定助成金 実施準備中	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	詳細はこちら
休業期間中、賃金が支払われない	★ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	中小企業で働く従業員 (パート・アルバイト含む) に対して 日額最大 11,000円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00、休日8:30-17:15)	詳細はこちら
コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	★ トライアル雇用助成金 実施準備中	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	詳細はこちら

オンライン申請の詳細はこちら

生活を守る

生活が苦しいひとり親世帯の方々に	★ ひとり親世帯への臨時特別給付金 多くの自治体で2021年2月末が申請期限	児童扶養手当受給世帯等に対して 10万円 (第2子以降は +6万円) (再支給分の金額を含む) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)	詳細はこちら
収入減で生活が苦しい	★ 緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:2021/3/31	貸付上限 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) ※令和3年3月までに総合支援資金の再貸付(3か月分)を受けた場合返済開始時期を 来年3月末 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (毎日9:00-21:00) ※東住吉区は東住吉区役所3F (06-6622-9075)まで	詳細はこちら
休業による収入減で住居を失うおそれ	★ 住居確保給付金 申請期限なし	原則3か月、最長9か月※家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00-21:00) ※東住吉区は東住吉区役所3F (06-6622-9075)まで	詳細はこちら
コロナで学びの継続が困難	★ 高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口 または 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)	詳細はこちら
収入減で保険料が払えない	★ 国民健康保険料等の減免 減免となる国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の対象納期限: 2020/2-2021/3 減免となる国民年金保険料の対象期間: 2020/2-2021/6	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで	詳細はこちら
生活が苦しくて税、公共料金が払えない	★ 納税猶予、公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税 一国税局猶予相談センターまで 地方税 一各地方団体の窓口まで 各種公共料金 一各事業者まで	詳細はこちら

相談窓口一覧